

令和5年横審第38号

裁 決

引船A乗組員負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを懲戒しない。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年4月4日09時45分

京浜港横浜第2区山下ふ頭5号岸壁

2 船舶の要目

船種 船名 引船A

総トン数 256トン

全 長 37.20メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 3,236キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成29年8月に進水し、船首部甲板にダブルロープ型ロープリーダ（以下「ロープリーダ」という。）を装備した、中央部に船橋を配した鋼製引船で、船橋中央部に操船コンソールを設置し、同コンソールの中央に舵輪を、その左舷側にレピーターコンパス、GPS装置及びロープリーダの操作盤を、右舷側にレーダーをそれぞれ装備していた。

(2) ロープリーダの構造及び整備作業要領等

ロープリーダは、右舷側及び左舷側のウインチに巻き取られた直径65ミリメートルのえい航索2本を同時、または別々に繰り出し若しくは巻き込むことのできる門型の甲板機械で、甲板に固定された左右一対の支柱間の中央にえい航索が貫通する縦190ミリメートル横320ミリメートルの丸みを帯びた案内口を設け、内部の油圧で駆動するローラ機構でえい航索を上下方から挟持または開放し、ローラを正転または逆転することで、同索を操作するものであった。

また、Aは、2か月に1回の頻度で甲板機械の整備作業を行い、ロープリーダの注油については案内口付近の亚克力製の蓋を開けて直接注油していた。注油後、機関部が動作確認のため同リーダを作動させるときは、船長が総指揮として船橋にあるロープリーダの操作盤を操作し、現場指揮として船橋から死角となる同リーダの船首側に配置した甲板長からの現場確認及び作動開始の手信号を受けて、船長が船外マイクで作動する旨の周知をし、全員が離れたのを目視で確かめ、ローラを正転及び逆転を繰り返すなどをさせ、その動作を確認し、作動中の注油は行っていなかった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人及び機関員 b ほか3人が乗り組み、えい船作業を終了したので、次の同作業の待機の目的で、船首2.3メートル船尾3.8メートルの喫水をもって、令和5年4月3日京浜港に入港し、同港横浜第2区山下ふ頭5号岸壁の基地に向かい、横浜貯木場防波堤灯台から343度（真方位、以下同じ。）500メートルとなる地点に船尾着けで着岸した。

a 受審人は、翌4日甲板機械の整備作業を開始し、09時40分機関部から注油後のロープリーダの動作確認依頼により、総指揮として船橋で同リーダの操作盤の前に就き、09時45分少し前現場指揮の甲板長から始動の手信号を受けて船外マイクで周知し、b 機関員を含む全員がロープリーダから離れたのを確認して作動させた。

a 受審人は、09時45分僅か前ロープリーダの様々な動作を確認させるために同リーダを反転しようとしたとき、b 機関員がロープリーダの船首側の案内口から左上腕を入れて回転している左舷側のローラに注油していることに気付かず、反転させることを伝えないうで反転するスイッチを操作し、回転しているローラが上下から同員の左上腕を挟み込んで反転し、09時45分Aは、横浜貯木場防波堤灯台から339度550メートルの地点において、b 機関員の同腕がロープリーダに巻き込まれた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の末期で、海上は穏やかであった。

a 受審人は、ロープリーダの船尾側の案内口からb 機関員の左上腕と倒れこんだ同員を見て同リーダを停止し、救急車を呼んだ。

その結果、b 機関員が左上腕デグロービング損傷、左腕橈骨筋断裂等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、京浜港横浜第2区において、機関員が注油後、ロープリーダの動作を確認している状況下、船橋で総指揮をしながら同リーダを操作する a 受審人が、様々な動作を確認させるためにロープリーダを反転しようとする際、機関員が同リーダの船首側の案内口から左上腕を入れて回転している左舷側のローラに注油していることに気付かず、反転させることを伝えずに反転させ、ロープリーダに機関員の左上腕が巻き込まれたことによって発生したものである。

a 受審人は、船橋で総指揮をしながらロープリーダの様々な動作を確認させるために同リーダを反転しようとする場合、反転させることを伝えずに反転させたことは、本件発生に至る過程で関与した事実である。しかしながら、同受審人は、船橋から死角となっているロープリーダから全員が安全な場所に移動したことを確認して同リーダを作動させていること、及び回転しているものに触れないという共通認識に反して機関員が回転しているロープリーダの案内口に左上腕を入れていることに徴し、a 受審人の職務上の過失とすることはできない。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年5月30日

横浜地方海難審判所

審判官 浅野 活人